表1

区分					基準エネルギー消費効率
自動車の種別		変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
ガソリン貨物自動車	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条の軽自動車であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式	703キログラム未満	構造Ａ	20.2
				構造Ｂ	17.0
			703キログラム以上828キログラム未満	構造Ａ	18.0
				構造Ｂ	16.7
			828キログラム以上		15.5
		手動式以外もの	703キログラム未満	構造Ａ	18.9
				構造Ｂ	16.2
			703キログラム以上828キログラム未満	構造Ａ	16.5
				構造Ｂ	15.5
			828キログラム以上		14.9
	道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式	1,016キログラム未満		17.8
			1,016キログラム以上		15.7
		手動式以外のもの	1,016キログラム未満		14.9
			1,016キログラム以上		13.8
	道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式	1,266キログラム未満	構造Ａ	14.5
				構造Ｂ	12.3
			1,266キログラム以上1,516キログラム未満		10.7
			1,516キログラム以上		9.3
		手動式以外のもの	1,266キログラム未満	構造Ａ	12.5
				構造Ｂ	11.2
			1,266キログラム以上		10.3
ディーゼル貨物自動車	道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式			17.7
		手動式以外のもの			15.1
	道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の輸送の用に供するもの	手動式	1,266キログラム未満	構造Ａ	17.4
				構造Ｂ	14.6
			1,266キログラム以上1,516キログラム未満		14.1
			1,516キログラム以上		12.5

表2

区分	基準エネルギー消費効率
揮発油を燃料とする小型バス	8.5
軽油を燃料とする小型バス	9.7

表3

区分		基準エネルギー消費効率
自動車の種別	車両総重量	
路線バス	3.5トン超８トン以下	6.97
	８トン超10トン以下	6.30
	10トン超12トン以下	5.77
	12トン超14トン以下	5.14
	14トン超	4.23
一般バス	3.5トン超６トン以下	9.04
	６トン超８トン以下	6.52
	８トン超10トン以下	6.37
	10トン超12トン以下	5.70
	12トン超14トン以下	5.21
	14トン超16トン以下	4.06
	16トン超	3.57

（備考）「車両総重量」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

二十五　低燃費貨物自動車（省エネ法施行令第21条第８号に掲げる貨物自動車であって、貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第５号）に定めるガソリン貨物自動車、ディーゼル貨物自動車、トラック等及びトラクタのうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率（ただし、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第１条第１号に掲げる方法により算定したものとする。）が、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車にあっては、それぞれ次の表１の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、トラック等及びトラクタにあっては、それぞれ次の表２の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）